

【添付資料3】 競争的対話の実施について

1. 基本的な考え方

公社は、第二次審査参加者を対象に、提案内容及び必要に応じて要求水準書や実施契約書（案）等の内容を確認・交渉のうえ、第二次審査に向けて修正等を行うこと等を目的として、競争的対話を実施するものとする。

競争的対話の実施にあたっては、公社及び第二次審査参加者が質問書を相互に事前に受領したうえで、個別対面により質問回答を行うものとする。

事前質問書及び個別対面の内容については、事前に双方の合意がない限り、原則非公開とするが、具体的な取扱いは、公社と第二次審査参加者とが協議のうえ決定するものとする。

また、個別対面の過程で、要求水準の変更など、全ての第二次審査参加者に共通で明示すべき条件が明らかとなった場合は、公平性や手続きの迅速化の観点から、速やかに募集要項等を修正するとともに、第二次審査参加者に通知するものとする。

2. 実施手順

競争的対話の実施手順は、以下に示すとおりである。実施日程等については、第一次審査結果の通知後、第二次審査参加者の応募企業又は代表企業に通知するものとする。

平成28年2月中旬	第一次審査結果の通知
平成28年2月下旬	競争的対話に係る事前質問書（第1回）の提出 （第一次審査結果通知後、1週間程度）
平成28年3月上旬	個別対面（第1回）の実施
平成28年3月中旬	競争的対話に係る事前質問書（第2回）の提出 （第1回実施後、1週間程度）
平成28年3月下旬	個別対面（第2回）の実施

なお、合計2回の事前質問及び個別対面を経て、さらなる対話が必要と公社が判断する場合は、希望する第二次審査参加者を対象として、第3回の事前質問及び個別対面を実施するものとする。

3. 実施方法

（1）事前質問書の提出

第二次審査参加者は、競争的対話に係る事前質問を、以下のとおり提出するものとする。

① 提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、「添付資料2 様式集及び記載要領」に定める競争的対

話に係る事前質問書に記入し、次のいずれかの方法により提出すること。なお、質問を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

ア 電子メールによる場合は、質問書を添付ファイルとし、送信後に電話で着信を確認すること。

イ 紙による場合は、質問書を印刷のうえ郵送等により提出すること（受付期間内に到達すること）。持参によるものは受け付けない。

いずれの場合も、質問書は、Microsoft Excel により作成することとし、提出者の部署、氏名、電話及びFAX番号並びにメールアドレスを必ず記載すること。なお、提出された印刷物等は返却しない。

② 提出先

公社 総務部総務課

公社は、第一次審査の過程を経て、明瞭化が必要と判断した事項等に係る事前質問を、第二次審査参加者の応募企業又は代表企業に通知する。

(2) 個別対面の実施

公社及び第二次審査参加者は、相手方から提出された事前質問書について、個別対面により質問回答を行うものとする。

質問回答の基本的な実施方法については、以下のとおり予定している。詳細については、第一次審査結果の通知後、第二次審査参加者の応募企業又は代表企業に通知するものとする。

①所要時間

第二次審査参加者1者につき、1回あたり3時間程度とする。

事前に通知した書面のうち、特に議論を要する質問事項について、対話開始時点において、公社と第二次審査参加者との間で確認するものとする。

②議事進行

全体の議事進行は公社が行うことを基本とするが、第二次審査参加者からの質問については、第二次審査参加者に議事進行を要請する場合がある。

③質問回答の内容

公社は、第二次審査参加者からの事前質問について、募集要項等の内容を踏まえて回答するものとする。また、第二次審査参加者は、公社からの事前質問について、第二次審査資料において提案予定の内容を踏まえて回答するものとする。

④追加資料の配布

第二次審査参加者は、質問回答の実施に際して、個別対面の開始前に公社の了解を得たうえで、質問事項に係る追加の補足説明資料を配布することができる。

⑤質問回答の結果

各回の個別対面の終了時点において、各回の論点及び確認・合意事項を質疑応答形式に再整理し、両当事者が了承したものを正式な議事録とする。当該議事録は、公募手続きにおける両当事者の合意事項としての拘束力を有するものとする。

⑥注意事項

第二次審査における評価基準の詳細を引き出すような質問を行った場合、他の第二次審査参加者の提案内容に関する質問を行った場合など、公正な競争を阻害するおそれのある行為を行った場合は、その時点で当該第二次審査参加者との対話を打ち切るものとする。

(3) 競争的対話の終了

公社と第二次審査参加者との間で、第二次審査資料の提出に向けて十分な意思疎通が図られたことが確認できた場合、個別対面の場において、競争的対話の終了を相互に宣言するものとする。

4. 実施体制

(1) 公社

個別対面における公社の体制は、委員会のオブザーバー及び事務局とすることを基本とし、必要に応じて委員会の委員長の指名を受けた委員も参加するものとする。

ただし、委員が参加する場合は、公平性の観点から全者との競争的対話に参加するものとする。

(2) 第二次審査参加者

それぞれの第二次審査参加者は、応募企業、代表企業、構成企業、協力企業等の中から出席者を選出することができる。